

大阪音楽大学における公的研究費の取扱いに関する行動規範

2013年11月25日
学長 裁定

大阪音楽大学（以下「本学」という。）は、科学研究費補助金等の公的研究費の助成を受けた学術研究について、社会的信頼性と公正性を確保し、かつ研究活動を行う機関としての社会的使命と責任を果たすため、本学の研究者及び事務職員等（以下「研究者等」という。）が常に意識し、誠実に実行しなければならない行動の規範を次のとおり定める。

1. 研究者等は、公的研究費の原資が国民の税金にあることを十分に理解し、研究計画に基づいて公正かつ効率的に研究費を使用するとともに、これを厳正に管理しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費の使用及び管理にあたって、関係法令、関係官庁からの通知及び本学の規程を遵守しなければならない。
3. 研究者等は、相互の理解を深めて緊密な連携を保ち、公的研究費の不正使用を未然に防止するように努めなければならない。
4. 研究者等は、取引業者との関係において、国民の疑惑や不信を招くことがないように、慎重な配慮をもって公正に行動しなければならない。
5. 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に参加し、関係法令等に関する知識を深め、必要な事務手続きの理解に努めなければならない。